最終

平成29年度　環境等測定結果

＜目　次＞

1　大気汚染の監視の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　1

2　有害大気汚染物質のモニタリング状況（環境監視センター）・・　7

3　河川の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　10

4　海域の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　13

5　地下水汚染の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・・・　16

6　環境騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・・・・　19

7　自動車交通騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　20

8　ダイオキシン類の状況

（環境監視センター、廃棄物対策課、清掃管理事務所）・・・　23

9　その他　～　公害苦情の状況（環境監視センター）・・・・・・　35

○　資料１　法令等による測定の実施義務・・・・・・・・・・・・・　36

○　資料２　ダイオキシン類各種基準・・・・・・・・・・・・・・・　37

○　資料３　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

平 成 ３ ０ 年 ６ 月

いわき市生活環境部

1　大気汚染の監視の状況

1　目　的

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 24 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2　測定期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

3　測定内容等

⑴　測定局（表－1 参照）

一般環境大気測定局 11 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の計 12 局で、24 時間 365 日測定しました。

⑵　測定項目（表－1～表－3 参照）

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント及び一酸化炭素の 6 項目のほか、炭化水素、気象等の関連項目を測定しました。

なお、それぞれの項目の発生要因などは、表－4 に示すとおりです。

4　測定結果の概要

⑴　環境基準の達成状況

環境基準の達成状況は表－5 に示すとおりで、二酸化いおう及び光化学オキシダントにおいて、環境基準を超過している地点がみられましたが、全体的には概ね前年度と同程度となりました。

⑵　測定項目別の状況

①　二酸化いおう（11 測定局で測定）

環境基準の長期的評価については、すべての測定局で達成しました。

また、環境基準の短期的評価については、中原局において基準を超過（年間 1 日）し未達成となりましたが、他の 10 測定局では達成しました。基準を超過した原因としては、気象条件や付近工場等の影響などが考えられます。

なお、各測定局における測定値の年平均値は 0～0.003ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

②　二酸化窒素（8 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成しました。

なお、各測定局における測定値の年平均値は 0.003～0.009ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

③　浮遊粒子状物質（9 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準の長期的及び短期的評価を達成しました。

なお、各測定局の年平均値は 0.008～0.019mg/m^3 の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

④　微小粒子状物質（PM2.5）（2 測定局で測定）

揚土局及び大原局において測定した結果、環境基準を達成しました。

なお、各測定局の年平均値は揚土局で 8.4μg/m^3、大原局で 8.9μg/m^{3}であり、前年度と比較すると、「横ばい」となりました。

⑤　光化学オキシダント（7 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成できず、各測定局で基準を超えた日数は、年間 35～80 日となりました。

環境基準の未達成は、全国でも同様の状況（平成 28 年度全国環境基準達成率：一般環境大気測定局 0.1%、自動車排出ガス測定局 0%）にあり、本市における超過の原因は、主に市外で発生した大気汚染物質が南風により移流したことによるものと考えられます。

なお、各測定局の昼間の日最高 1 時間値の年平均値は 0.043～0.052ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、「横ばい」となりました。

⑥　一酸化炭素（平局で測定）

自動車排出ガス測定局である平局において測定した結果、環境基準の長期的及び短期的評価を達成しました。

なお、年平均値は 0.3ppm であり、前年度と比較すると、「横ばい」となりました。

⑦　炭化水素（2 測定局で測定）

大原局及び平局において測定した結果、すべての測定局で、炭化水素のうち光化学オキシダント生成防止のために望ましいとされている非メタン炭化水素の指針値の上限（0.31ppmC）を超過しました。

なお、各測定局の超過日数は大原局で 1 日、平局で 44 日であり、前年度（大原局で 0 日、平局で 47 日）と比較すると、同程度となりました。

（注）　「横ばい」とは前年度との差が次の範囲内にあることをいう。

- ○　二酸化いおう、二酸化窒素、光化学オキシダント　：±0.005ppm
- ○　浮遊粒子状物質　：±0.010mg/m^3
- ○　微小粒子状物質(PM2.5)　：±1.5μg/m^3
- ○　一酸化炭素　：±0.5ppm

表－1　大気汚染常時監視測定局及び測定項目

No.	測定局名	所在地	測定項目											合計
			二酸化いおう	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質（PM2.5）	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向及び風速	温度及び湿度	日射量	放射収支	
1	四倉	四倉町狐塚字松橋 20 番地	○	○	○		○			○	○			6
2	揚土	平字揚土 5 番地	○	○	○	○	○			○	○			7
3	中央台	中央台鹿島 1 丁目 55 番地	○	○	○		○			○	○			6
4	常磐	常磐湯本町栄田 11 番地	○	○	○		○			○	○			6
5	大原	小名浜大原字六反田 22 番地	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
6	金山	金山町朝日台 1 番地	○	○	○		○			○	○			6
7	上中田	錦町重殿 15 番地	○	○	○		○			○	○			6
8	滝尻	泉町滝尻字高見坪 1 番地	○		○					○				3
9	中原	小名浜字中原 5 番地の 1	○							○				2
10	下川	泉町下川字宿ノ川 19 番地	○							○				2
11	花ノ井	錦町鬼越下 64 番地	○							○				2
12	平	平字正内町 22 番地		○	○			○	○	○				5
合計			11	8	9	2	7	1	2	12	7	1	1	61

（注）1　No.1～11 は、一般環境大気測定局です。

2　No.12 は、自動車排出ガス測定局です。

表－2　大気の汚染に係る環境基準等

測定項目	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評　価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評　価	1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm を超えないこと。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m^{3}以下であること。	短期的評　価	1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
		長期的評　価	1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m^{3}以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.1mg/m^{3}を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^{3}以下であること。	長期的評　価長期基準	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であること。
		長期的評　価短期基準	1 日平均値のうち、年間で低い方から 98%に相当するものが 35μg/m^{3}以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均が 20ppm 以下であること。	短期的評　価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値（1 日を 3 回の時間帯に区分した場合の 8 時間平均値）が 20ppm 以下であること。
		長期的評　価	1 日平均値の、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし 1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表－3　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物　　質	環境上の条件
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

表－4　大気汚染物質の概要

物　　質	物　　質　　の　　概　　要
二酸化いおう	いおうを含む石油、石炭等を燃焼したときに発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因ともなる。
二酸化窒素	物の燃焼により、工場・事業場、自動車、航空機、ビル・家庭等から排出される。 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなる。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 10 ミクロン以下の粒子状物質で、ボイラー・自動車の排出ガス等や火山活動などの自然界からも発生する。 高濃度では、肺や気管等に付着し呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 2.5 ミクロン以下の粒子状物質で、ディーゼルエンジンや工場・事業所での燃料の燃焼で大気中に排出される一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応生成してできる二次粒子とがある。 粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器への影響が懸念されている。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて化学反応を起こして発生し、光化学スモッグの原因となる。 高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物へも影響を及ぼす。
一酸化炭素	燃料の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
非メタン炭化水素	炭素と水素とが結合した有機物である炭化水素のうち、メタン以外の物質を非メタン炭化水素という。 光化学オキシダントの原因物質でもあり、光化学オキシダント生成防止のための指針が定められている。

表－5　測定結果（環境基準の達成状況）

No.	測定局名	測定項目																	
		二酸化いおう				二酸化窒素		浮遊粒子状物質				微小粒子状物質(PM2.5)		光化学オキシダント		一酸化炭素			
		長期的評価		短期的評価				長期的評価		短期的評価						長期的評価		短期的評価	
		29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
1	四倉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			**80**	**41**				
2	揚土	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**35**	**22**				
3	中央台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			**51**	**31**				
4	常磐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			**54**	**39**				
5	大原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**43**	**32**				
6	金山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			**35**	**27**				
7	上中田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			**39**	**19**				
8	滝尻	○	○	○	○			○	○	○	○								
9	中原	○	○	**1**	○														
10	下川	○	○	○	○														
11	花ノ井	○	○	○	○														
12	平					○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
測定局数		11	11	11	11	8	8	9	9	9	9	2	2	7	7	1	1	1	1
超過局数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0

（注）1　○は、環境基準の達成を示します。

2　数字(太字)は、年間の測定結果の中で、環境基準を超過した日数を示します。

２　有害大気汚染物質のモニタリング状況

１　目　的

大気汚染防止法第 18 条の 39 第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を監視するため、測定を実施しました。同法第 24 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

３　測定内容等

⑴　測定地点

次の 4 地点で、毎月（年 12 回）測定しました。

①　全国標準監視地点：揚土局（平字揚土）

②　地域特設監視地点：大原局（小名浜大原）、中原局（小名浜字中原）、
金山局（金山町朝日台）

※　測定地点の区分については、有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン（平成 25 年 8 月環境省）に基づき、設定されています。

⑵　測定項目（表－1 参照）

大気汚染に係る環境基準が定められているベンゼン等 4 物質、指針値が定められているアクリロニトリル等 9 物質及びその他 9 物質の計 22 物質を測定しました。

４　測定結果の概要（表－2 参照）

測定した物質ごとの調査結果の概要は、次のとおりです。

⑴　ベンゼン（揚土局で測定）

年平均値は 0.69μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑵　トリクロロエチレン（揚土局で測定）

年平均値は 0.090μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑶　テトラクロロエチレン（揚土局で測定）

年平均値は 0.032μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑷　ジクロロメタン（揚土局で測定）

年平均値は 1.1μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑸　指針値が設定されている項目（4 地点で測定）

指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質のうち、ヒ素及びその化合物については、各地点の年平均値が 5.2～60ng/m^3 の範囲になり、2 地点で指針値（6ng/m^3 以下）を超過しました。その他の 8 物質については、すべての地点で指針値を下回りました。

⑹　環境基準及び指針値が設定されていない項目（揚土局で測定）

アセトアルデヒド等 9 物質については、環境基準及び指針値が設定されていませんが、測定値の年平均値を「平成 28 年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果）（環境省水・大気環境局）」と比較すると、すべて全国平均値を下回りました。

表－1　測 定 項 目

No.	測定項目	主な用途	測定地点			
			全国標準監視地点	地域特設監視地点		
			揚土局	大原局	中原局	金山局
1	ベンゼン	合成樹脂の原料等	○			
2	トリクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等	○			
3	テトラクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等	○			
4	ジクロロメタン	金属の脱脂、洗浄等	○			
5	アクリロニトリル	アクリル繊維、合成ゴム等	○			
6	塩化ビニルモノマー	ラップ等の原料	○			
7	水銀及びその化合物	温度計、電極、歯科アマルガム	○		○	○
8	ニッケル化合物	メッキ剤、触媒	○			
9	クロロホルム	農薬、医薬品の溶剤、代替フロンの原料	○			
10	1,2-ジクロロエタン	洗浄剤、医薬品や農薬の溶剤	○			
11	1,3-ブタジエン	合成ゴム、樹脂等の原料	○			
12	ヒ素及びその化合物	塗料の顔料、ガス脱硫剤	○	○	○	
13	マンガン及びその化合物	非鉄金属の添加剤	○			
14	アセトアルデヒド	染料、合成樹脂製造原料等	○			
15	塩化メチル	樹脂原料、界面活性剤原料、発泡剤	○			
16	クロム及び三価クロム化合物	特殊鋼、緑色顔料、メッキ処理剤	○			
17	六価クロム化合物	特殊鋼、緑色顔料、メッキ処理剤	○			
18	酸化エチレン	有機合成原料、界面活性剤原料、滅菌剤等	○			
19	トルエン	有機合成原料、塗料、溶剤	○			
20	ベリリウム及びその化合物	合金用硬化剤等	○			
21	ベンゾ(a)ピレン	コールタール等に含有	○			
22	ホルムアルデヒド	樹脂、農薬等の原料	○			

表－2　測 定 結 果

（単位：No.7-8，12-13，16-17，20-21 は ng/m³、それ以外は μg/m³）

No.	測定項目	全国標準監視地点	地域特設監視地点			環境基準値等	地域分類別の全国平均値（濃度範囲）
		揚土局	大原局	中原局	金山局		
1	ベンゼン	0.69	—	—	—	3	一般環境 0.78（0.24-1.5）
2	トリクロロエチレン	0.090	—	—	—	200	一般環境 0.37（0.0060-5.0）
3	テトラクロロエチレン	0.032	—	—	—	200	一般環境 0.11（0.010-1.0）
4	ジクロロメタン	1.1	—	—	—	150	一般環境 1.2（0.26-4.4）
5	アクリロニトリル	0.014	—	—	—	2	一般環境 0.047（0.0050-0.30）
6	塩化ビニルモノマー	0.028	—	—	—	10	一般環境 0.022（0.0021-0.38）
7	水銀及びその化合物	1.7	—	13	1.8	40	一般環境 1.9（0.78-12）
8	ニッケル化合物	1.8	—	—	—	25	一般環境 2.6（0.089-12）
9	クロロホルム	0.27	—	—	—	18	一般環境 0.21（0.042-1.1）
10	1,2-ジクロロエタン	0.10	—	—	—	1.6	一般環境 0.12（0.030-0.36）
11	1,3-ブタジエン	0.039	—	—	—	2.5	一般環境 0.065（0.0020-0.52）
12	ヒ素及びその化合物	5.2	60	21	—	6	一般環境 0.99（0.064-5.3） 発生源周辺 3.8（0.34-28）
13	マンガン及びその化合物	8.6	—	—	—	140	一般環境 16（0.012-73）
14	アセトアルデヒド	1.4	—	—	—		一般環境 2.0（0.41-9.1）
15	塩化メチル	1.3	—	—	—		一般環境 1.5（0.37-4.6）
16 17	クロム及びその化合物（クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物）	1.4	—	—	—		一般環境 3.7（0.12-50）
18	酸化エチレン	0.048	—	—	—		一般環境 0.067（0.016-0.44）
19	トルエン	3.2	—	—	—		一般環境 5.6（0.53-29）
20	ベリリウム及びその化合物	0.017	—	—	—		一般環境 0.016（0.0020-0.10）
21	ベンゾ(a)ピレン	0.054	—	—	—		一般環境 0.17（0.0058-2.8）
22	ホルムアルデヒド	1.7	—	—	—		一般環境 2.4（0.47-9.7）

（注）1　環境基準（No.1～4 の測定項目）

環境基本法に基づき設定される人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、年平均値で評価します。

2　指針値（No.5～13 の測定項目）

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含め検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値であり、年平均値で評価します。

3　全国平均値及び濃度範囲は、「平成 28 年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）（環境省水・大気環境局）」によるものです。

３　河川の水質汚濁の状況

１　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 29 年度公共用水域水質測定計画に基づき、河川の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

３　測定内容等

⑴　測定地点（表－1 参照）

市内 17 河川（19 水域 28 地点）で測定しました。

⑵　測定項目（表－2 参照）

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、要監視項目等の計 80 項目及び一般調査として流量、透視度等 7 項目を測定しました。

４　測定結果の概要

⑴　環境基準設定項目

①　生活環境項目（pH、BOD 等 12 項目）

市内 17 河川（19 水域 25 地点）で測定した結果は、表－3 に示すとおりです。河川の水質汚濁の代表的指標である BOD（75％水質値）は、環境基準が設定されている 10 水域すべてで環境基準を達成しました。

②　健康項目（カドミウム等 27 項目）

7 河川 8 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

⑵　要監視項目（クロロホルム等 31 項目）

5 河川 5 地点で測定した結果、すべての地点で指針値を下回りました。

⑶　特殊項目及びその他の項目（フェノール類等 7 項目）

7 河川 9 地点で測定した結果、前年度と同程度となりました。

⑷　その他－トリハロメタン生成能

小川町三島（夏井川）、好間町大利字篠登城（好間川）及び田人柿の沢（鮫川）の 3 地点で測定した結果、年平均値は 0.022～0.043mg/L の範囲にあり、前年度と同程度となりました。

表－1　測 定 地 点

No.	河川名	測定地点（所在地）		No.	河川名	測定地点（所在地）	
①	大久川	蔭磯橋	(久之浜町)	15	神白川	下神白橋	(小名浜)
2	小久川	連郷橋	(大久町)	16	藤原川	愛谷川橋	(常磐)
3	境川	6号国道下	(四倉町)	17		島　橋	(小名浜)
4	夏井川	久太夫橋	(平)	⑱		みなと大橋	(小名浜)
⑤		六十枚橋	(平)	19	湯本川	藤原川合流前	(常磐)
6		三島	(小川町)	20	矢田川	矢田川橋	(小名浜)
7	好間川	岩穴つり橋	(好間町)	21	宝珠院川	宝珠院橋	(泉町)
⑧		愛宕橋	(好間町)	㉒	鮫川	鮫川橋	(植田町)
9		大利篠登城	(好間町)	23		井戸沢橋	(田人町)
10	新　川	一之矢橋	(内郷)	24		柿の沢	(田人町)
11		古川橋	(平)	25	四時川	小川橋	(川部町)
12	仁井田川	霞田橋	(四倉町)	26	渋　川	植田橋	(植田町)
⑬		松葉橋	(四倉町)	27	蛭田川	小塙橋	(勿来町)
14	滑津川	高久橋	(平)	㉘		蛭田橋	(錦町)

（注）1　網掛けNo.の地点は、環境基準点を示します。
　　2　○で囲ったNo.の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表－2　測 定 項 目

区　　分	測 定 項 目 名
一般調査（7項目）	天候、気温、水温、色相、臭気、流量、透視度
生活環境項目（12項目）	水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン）、全窒素（T-N）、全燐（T-P）、全亜鉛(T-Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
健康項目（27項目）	カドミウム（Cd）、全シアン(CN)、鉛（Pb）、六価クロム（Cr^{6+}）、砒素（As）、総水銀（T-Hg）、アルキル水銀（A-Hg）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン（MC）、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン（TCE）、テトラクロロエチレン（PCE）、1,3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素（NO_3-N）及び亜硝酸性窒素（NO_2-N）、ふっ素（F）、ほう素（B）、1,4-ジオキサン
特殊項目（5項目）	フェノール類、銅（Cu）、溶解性鉄（S-Fe）、溶解性マンガン（S-Mn）、クロム（Cr）
その他の項目（2項目）	EPN、陰イオン界面活性剤（MBAS）
トリハロメタン生成能（4項目）	トリハロメタン生成能（クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能）
要監視項目（31項目）	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
合　　計	87項目

（注）1　測定項目のうちEPNは、その他の項目と要監視項目の両方で対象とします。
　　2　このほか、濁り及び溶存酸素飽和率（DO飽和率）等を調査します。

表－3　測定結果の状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

No.	河川名	測定地点名	測定結果 29年度	測定結果 28年度	水域類型	環境基準	環境基準達成状況 29年度	環境基準達成状況 28年度
1	大久川	蔭磯橋	1.1	1.2	A	2	○	○
2	小久川	連郷橋	1.1	0.9				
3	夏井川	久太夫橋	0.9	0.7	A	2	○	○
4		六十枚橋	1.2	1.3	A	2	○	○
5	好間川	岩穴つり橋	0.5	0.9	A	2	○	○
6		愛宕橋（夏井川合流前）	2.3	2.2	B	3	○	○
7	仁井田川	霞田橋	1.1	0.8	A	2	○	○
8		松葉橋	0.7	1.2				
9	藤原川	愛谷川橋	1.1	1.4	C	5	○	○
10		島橋	4.2	3.1				
11		みなと大橋	2.7	2.8				
12	鮫　川	井戸沢橋	0.7	0.8	A	2	○	○
13		鮫川橋	1.2	1.7	B	3	○	○
14	蛭田川	小塙橋	2.4	1.1	C	5	○	○
15		蛭田橋	2.5	2.1				
16	境　川	6号国道下	6.0	6.8				
17	新　川	一之矢橋	1.5	2.7				
18		古川橋	1.6	1.7				
19	滑津川	高久橋	3.8	1.7				
20	神白川	下神白橋	3.0	4.3				
21	湯本川	藤原川合流前（下橋）	1.3	3.2				
22	矢田川	矢田川橋	3.1	3.8				
23	宝珠院川	宝珠院橋（藤原川合流前）	2.6	1.7				
24	四時川	小川橋（鮫川合流前）	0.5	0.5				
25	渋　川	植田橋	1.4	2.4				

（注）1　網掛けNo.の地点は、環境基準点であることを示し、環境基準の達成状況は、環境基準を下回っているかどうかで判断します。

2　BOD（75%水質値）とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）となるデータ。0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。

例）日間平均値のデータ数が9のとき、0.75×9＝6.75となるため、端数を切り上げ7番目の値を示します。

４　海域の水質汚濁の状況

１　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 29 年度公共用水域水質測定計画に基づき、海域の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月

３　測定内容等

⑴　測定地点（表－1 参照）

9 水域（20 地点）で測定しました。

⑵　測定項目（表－2 参照）

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、特殊項目等の計 43 項目及び一般調査として流況、透明度等 11 項目を測定しました。

４　測定結果の概要

⑴　環境基準設定項目

①　生活環境項目（pH、COD 等 10 項目）

環境基準の類型指定された 9 水域（20 地点）で測定した結果は、表－3 に示すとおりです。海域の水質汚濁の代表的指標である COD（75%水質値）は、9 水域すべてで環境基準を達成しました。

また、小名浜港は全窒素及び全燐に係る類型指定があり、環境基準点である小名浜港四号埠頭先で全窒素、全燐の年平均値がそれぞれ 0.41mg/L、0.022mg/L となり、いずれも環境基準（全窒素：0.6mg/L 以下、全燐：0.05mg/L 以下）を達成しました。

②　健康項目（カドミウム等 24 項目）

4 水域 6 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

⑵　特殊項目及びその他の項目（フェノール類等 9 項目）

6 水域 9 地点で測定した結果、水質に問題は認められず、概ね前年度と同程度となりました。

⑶　要監視項目（EPN）

小名浜港四号埠頭先（1 水域 1 地点）で測定した結果、指針値を下回りました。

表－1　測 定 地 点

No.	海域名	測 定 地 点	No.	海域名	測 定 地 点
1	いわき市地先海域	中之作港沖約 1,000m 付近	⑪	小名浜港	西防波堤第 2 の北約 400m 付近
2		豊間漁港沖約 1,500m 付近	⑫		漁港区内
③		夏井川沖約 1,500m 付近	⑬	常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東約 2,500m 付近
4	久之浜港	A 及び B 防波堤の接部から西約 150m 付近	14		鮫川沖南約 2,000m 付近
5	四倉港	埠頭先東約 30m 付近	15		照島の東南東約 800m 付近
6	豊間漁港	豊間地区	16		蛭田川沖東約 1,000m 付近
7		沼之内船溜	17		勿来港外の漁港区内
8	江名港	東内防波堤先端から北西約 50m 付近	18		小浜港外の漁港区内
9	中之作港	西防波堤先端から南約 200m 付近	⑲	常磐沿岸海域（小名浜港沖）	番所灯台沖約 2,000m 付近
⑩	小名浜港	四号埠頭先	20		八崎灯台沖約 1,500m 付近

（注）1　網掛け No. の地点は、環境基準点を示します。
　　2　○で囲った No. の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表－2　測 定 項 目

区　　分	測　定　項　目　名
一般調査（11 項目）	天候、気温、水温、色相、臭気、全水深、透明度、水色、濁り、流況、DO の飽和率
生活環境項目（10 項目）	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(n-ヘキサン)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)、全亜鉛（T-Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS)
健康項目（24 項目）	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr^{6+})、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン(Se)、硝酸性窒素（NO_3-N）及び亜硝酸性窒素（NO_2-N)、1,4-ジオキサン
特殊項目（4 項目）	フェノール類、銅(Cu)、溶解性鉄(s-Fe)、クロム(Cr)
その他の項目(5 項目)	アンモニア性窒素（NH_4－N)、オルト燐酸態燐（PO_4－P)、EPN、陰イオン界面活性剤（MBAS)、クロロフィル a
要監視項目（1 項目）	EPN
合　　計	54 項目

（注）測定項目のうち EPN は、その他の項目と要監視項目の両方で対象となります。

表－3　測定結果の状況（COD75%水質値）

（単位：mg/L）

No.	海域名	測定地点名	測定結果 29年度	測定結果 28年度	水域類型	環境基準	環境基準達成状況 29年度	環境基準達成状況 28年度
1	いわき市地先海域	中之作港沖約1,000m付近	1.6	1.5	A	2	○	○
2		豊間漁港沖約1,500m付近	1.6	1.3				
3		夏井川沖約1,500m付近	1.5	1.4				
4	久之浜港	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	1.5	1.4	B	3	○	○
5	四倉港	埠頭先東約30m付近	1.5	1.6	B	3	○	○
6	豊間漁港	豊間地区	1.7	1.6	B	3	○	○
7		沼之内船溜	1.8	1.7				
8	江名港	東内防波堤先端から北西約50m付近	1.7	1.6	B	3	○	○
9	中之作港	西防波堤先端から南約200m付近	1.5	1.8	B	3	○	○
10	小名浜港	四号埠頭先	1.8	1.8	B	3	○	○
11		西防波堤第2の北約400m付近	1.8	1.9				
12		漁港区内	1.8	1.9				
13	常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東約2,500m付近	1.8	1.7	A	2	○	○
14		鮫川沖南約2,000m付近	1.5	1.5				
15		照島の東南東約800m付近	1.6	1.6				
16		蛭田川沖東約1,000m付近	1.5	1.7				
17		勿来港外の漁港区内	1.9	1.8				
18		小浜港外の漁港区内	1.7	1.6				
19	常磐沿岸海域（小名浜港沖）	番所灯台沖約2,000m付近	1.7	1.4	A	2	○	○
20		八崎灯台沖約1,500m付近	1.5	1.8				

（注）1　網掛けNo.の地点は、環境基準点であることを示します。

2　COD（75%水質値）とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）となるデータ。0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。

例）日間平均値のデータ数が9のとき、0.75×9＝6.75となるため、端数を切り上げ7番目の値を示します。

5　地下水汚染の状況

1　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 29 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2　測定期間　：　平成 29 年 6 月～7 月（概況調査、継続監視調査）
平成 29 年 9 月～10 月（汚染井戸周辺地区調査）

3　測定内容等

⑴　測定地点（表－1 参照）

概況調査を 9 地点の井戸（ローリング方式による調査：4 地点、定点方式による調査：5 地点）、継続調査を 3 地点の井戸、汚染井戸周辺地区調査を 5 地点の井戸で実施しました。

⑵　測定項目（表－2 参照）

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、ローリング方式による概況調査では全 29 項目、定点方式による概況調査では最大 26 項目を測定しました。

4　測定結果の概要

概況調査（ローリング方式）において、1 地点でふっ素が環境基準を超過したため、汚染井戸周辺地区調査を 5 地点で実施しましたが、すべての地点で環境基準を下回りました。基準超過の原因は、地質由来のものと考えられます。

⑴　概況調査

①　ローリング方式

4 地点で測定した結果、1 地点（渡辺町上釜戸）でふっ素が 0.86mg/L 検出され、環境基準（0.8mg/L）を超過しました。

②　定点方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

⑵　汚染井戸周辺地区調査（渡辺町上釜戸）

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

⑶　継続監視調査

3 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

表－1　測 定 地 点

<table>
<tr><th colspan="2">調査区分</th><th>測定地点</th></tr>
<tr><td rowspan="9">⑴　概況調査</td><td rowspan="4">①　ローリング方式</td><td>平豊間</td></tr>
<tr><td>遠野町上遠野</td></tr>
<tr><td>三和町下市萱</td></tr>
<tr><td>渡辺町上釜戸</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②　定点方式</td><td>平赤井</td></tr>
<tr><td>常磐関船町</td></tr>
<tr><td>山田町水推</td></tr>
<tr><td>添野町頭巾平</td></tr>
<tr><td>錦町中迎</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　汚染井戸周辺地区調査</td><td>渡辺町上釜戸（計 5 地点）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑶　継続監視調査</td><td>泉町下川</td></tr>
<tr><td>遠野町入遠野</td></tr>
<tr><td>平下高久</td></tr>
</table>

（注）1　概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。

2　概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。

3　汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために調査するものです。

4　継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に調査するものです。

表－2　測 定 項 目

<table>
<tr><th colspan="2">調査区分</th><th>測定項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　概況調査</td><td>①　ローリング方式
（全 29 項目）</td><td rowspan="2">pH、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン　（計 29 項目）</td></tr>
<tr><td>②　定点方式
（最大 26 項目）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵　汚染井戸周辺地区調査（適宜）</td><td>ふっ素　（計 1 項目）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑶　継続監視調査（適宜）</td><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素　（計 2 項目）</td></tr>
</table>

（注）概況調査（定点方式）においては、表中の項目から対象事業場が使用しているものを選定して、また汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査においては、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として、それぞれ測定しています。

６　環境騒音の状況

１　目　的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

２　測定期間　：　平成 29 年 6 月～11 月

３　測定地点（表－1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

４　測定結果の概要

測定結果は、表－1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1　測定地点及び結果

（単位：デシベル）

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	平北白土字穂積地内（北白土穂積団地公園）	A	第１種中高層住居専用地域	47	36	55	45
2	平字六人町地内（六人町市営住宅公園）	B	第１種住居地域	46	40		
3	葉山二丁目地内（タウンズヴィル南公園）	A	第１種低層住居専用地域	45	42		
4	小名浜港ヶ丘地内（港ヶ丘児童遊園地）	A	第１種中高層住居専用地域	52	43		
5	洋向台四丁目地内（洋向台西公園）	B	市街化調整区域	45	40		
6	佐糠町東一丁目地内（三ヶ下公園）	B	第２種住居地域	52	43		
7	勿来町四沢長塚地内（四沢長塚児童遊園）	C	工業地域	45	41	60	50
8	内郷内町前田地内（内町公園）	B	第１種住居地域	46	43	55	45
9	常磐湯本町下浅貝地内（下浅貝公園）	A	第１種中高層住居専用地域	45	37		
10	若葉台一丁目地内（若葉台中央公園）	B	市街化調整区域	47	41		

（注）1　類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
2　用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
3　昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。

７　自動車交通騒音の状況

１　目　的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 19 条第 2 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　平成 29 年 10 月～12 月

３　測定路線等

評価の対象とした全 34 路線 77 区間（区間延長 365.4km）の国道・県道のうち、12 路線 15 区間（区間延長 87.7km；全体の約 24.0%）を選定し、各区間の騒音レベルについて、測定及び面的評価を実施しました。

※　「区間」とは、常時監視の対象となる道路を、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる範囲に分割したものをいい、本市においては、平成 22 年度道路交通センサス調査における調査区間と同一となっています。

※　「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

４　測定結果の概要

環境基準の達成状況を面的評価した区間及び結果は、表－１に示すとおりです。12 路線 15 区間における評価対象住居全 3,316 戸のうち、3,133 戸（94.5%）で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1　測定結果（面的評価結果）

No.	路　　線	評価区間	評価住居戸数	環境基準の達成率（括弧内は基準を下回った戸数）		
				全体	昼間	夜間
1	常磐自動車道	常磐藤原町大畑～内郷宮町鬼ヶ沢	14 戸	85.7% (12 戸)	100% (14 戸)	85.7% (12 戸)
2	一般国道 6 号	平下荒川南作～四倉町字六丁目	831 戸	81.2% (675 戸)	81.2% (675 戸)	81.2% (675 戸)
3	一般国道 6 号	平鎌田字寿金沢～平下神谷字天神	275 戸	92.7% (255 戸)	92.7% (255 戸)	100% (275 戸)
4	一般国道 49 号	常磐上矢田町沼平～内郷御厩町番匠地	12 戸	100% (12 戸)	100% (12 戸)	100% (12 戸)
5	小名浜四倉線	泉町滝尻字南坪～小名浜字本町	614 戸	99.7% (612 戸)	99.7% (612 戸)	99.8% (613 戸)
6	いわき上三坂小野線	東田町二丁目～中岡町六丁目	373 戸	100% (373 戸)	100% (373 戸)	100% (373 戸)
7	小名浜平線	小名浜字本町～小名浜岡小名字御代坂	252 戸	99.6% (251 戸)	99.6% (251 戸)	100% (252 戸)
8	小名浜平線	小名浜岡小名字御代坂～鹿島町下矢田字曲田	129 戸	99.2% (128 戸)	99.2% (128 戸)	100% (129 戸)
9	いわき浪江線	平下神谷字仲田～四倉町戸田字水押	134 戸	99.3% (133 戸)	99.3% (133 戸)	99.3% (133 戸)
10	いわき浪江線	四倉町戸田字水押～大久町大久字石ノ本	60 戸	100% (60 戸)	100% (60 戸)	100% (60 戸)
11	江名常磐線	江名町字蒲ケ作～鹿島町走熊字小神山	109 戸	100% (109 戸)	100% (109 戸)	100% (109 戸)
12	下高久谷川瀬線	平下高久字中谷地～平谷川瀬字泉町	393 戸	100% (393 戸)	100% (393 戸)	100% (393 戸)
13	八茎四倉線	四倉町八茎字片倉～四倉町玉山字砂子田	60 戸	100% (60 戸)	100% (60 戸)	100% (60 戸)
14	湯の岳別所線	常磐藤原町～常磐藤原町斑堂	55 戸	100% (55 戸)	100% (55 戸)	100% (55 戸)
15	豊間四倉線	平豊間兎渡路～平下高久字南谷地	5 戸	100% (5 戸)	100% (5 戸)	100% (5 戸)
合計 12 路線		15 区間	3,316 戸	94.5% (3,133 戸)	94.5% (3,135 戸)	95.2% (3,156 戸)

（注）1　環境基準の達成率は、道路端から 50m の範囲内にある全住居等のうち、環境基準を下回った住居等の割合を示しています。

2　昼間とは午前 6 時～午後 10 時、夜間とは午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間帯を示します。

3　環境基準については、都市計画法の用途地域に応じて設定されていることから、区間内に複数の用途地域が存在する場合は、それぞれの基準値を適用し、評価しています。

【騒音に係る環境基準（道路に面する地域）】

地域の区分	基準値	
	昼　間 （6:00～22:00）	夜　間 （22:00～翌 6:00）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※　環境基準の地域の類型の区分（平成 24 年いわき市告示第 225 号）
A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：幹線交通を担う道路（注 1）に近接する空間（注 2）については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
（注 1）高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路
（注 2）道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌 6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

【自動車騒音の要請限度】

区域の区分		時間の区分	
		昼間 （6:00～22:00）	夜間 （22:00～翌 6:00）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域		75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲		

※　自動車騒音の限度に係る区域の区分（平成 24 年いわき市告示第 226 号）
a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

8　ダイオキシン類の状況

1　目　的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

2　測定期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

3　特別措置法に基づく測定結果

⑴　環境中の測定結果

①　一般環境大気

2 地点（定点）で測定した結果、0.0085 及び 0.011pg-TEQ/m^3（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表－1　一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m^3）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平字揚土地内（平第一小学校）	第 1 回	7 月 4 日～7 月 11 日	0.0089	0.0085	0.6 以下
		第 2 回	12 月 5 日～12 月 12 日	0.0080		
2	小名浜大原字六反田地内（環境監視センター）	第 1 回	7 月 4 日～7 月 11 日	0.012	0.011	
		第 2 回	12 月 5 日～12 月 12 日	0.0094		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

②　公共用水域（河川･海域）の水質･底質

（ア）河川の水質・底質

a　河川の水質

6 地点（定点）で測定した結果、0.091～0.65pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－2　河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	第1回	5月24日	0.55	0.55	1以下
2	夏井川（六十枚橋）	第1回	6月27日	0.56	0.31	
		第2回	11月17日	0.054		
3	夏井川（山下谷橋）	第1回	6月27日	0.13	0.091	
		第2回	11月17日	0.052		
4	藤原川（みなと大橋）	第1回	5月24日	0.20	0.20	
5	鮫川　（鮫川橋）	第1回	5月24日	0.17	0.17	
6	蛭田川（蛭田橋）	第1回	5月24日	0.65	0.65	

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

b　河川の底質

6地点（定点）で測定した結果、0.13～4.7pg-TEQ/gの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－3　河川底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	5月24日	0.33	150以下
2	夏井川（六十枚橋）	6月27日	0.14	
3	夏井川（山下谷橋）	6月27日	0.16	
		11月17日	0.13	
4	藤原川（みなと大橋）	5月24日	4.7	
5	鮫川　（鮫川橋）	5月24日	0.94	
6	蛭田川（蛭田橋）	5月24日	1.6	

（イ）海域の水質・底質

a　海域の水質

3地点（定点）で測定した結果、0.059～0.11pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－4　海域水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖（約1,500m）	7月26日	0.059	1以下
2	小名浜港（4号埠頭先）		0.11	
3	鮫川沖　（約2,000m）		0.066	

b　海域の底質

3 地点（定点）で測定した結果、0.16～2.9pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－5　海域底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖（約 1,500m）	7 月 26 日	0.16	150 以下
2	小名浜港（4 号埠頭先）		2.9	
3	鮫川沖　（約 2,000m）		2.8	

③　地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 4 区分（4 地点）で測定した結果、0.048～0.070pg-TEQ/L の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－6　地下水測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	平豊間地内	6 月 15 日	0.070	1 以下
2	遠野町上遠野地内		0.052	
3	三和町下市萱地内		0.054	
4	渡辺町上釜戸地内		0.048	

④　一般環境土壌

市内の 2 地点で測定した結果、0.00051 及び 0.0033pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－7　一般環境土壌測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	渡辺町田部字岸地内	7 月 14 日	0.0033	1,000 以下
2	三和町渡戸字宿頭地内		0.00051	

⑵　立入検査による測定結果

①　排出ガス

対象 20 事業場のうち、立入検査した 1 事業場 1 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.000064ng-TEQ/m^3N であり、排出基準値を下回りました。

表－8　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	荒川化学工業㈱小名浜工場 （廃棄物焼却炉）	9 月 22 日	0.000064	10

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

②　排出水

対象 10 事業場のうち、立入検査した 1 事業場の排出水中のダイオキシン類濃度は、0.49pg-TEQ/L であり、排出基準値を下回りました。

表－9　立入検査（排出水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	㈱クレハ生産・技術本部いわき事業所 （クロロベンゼンの水洗施設等）	9 月 22 日	0.49	10

（注）特別措置法に基づく排出水の立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

⑶　設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、平成 30 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）。

①　排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000048～6.0 ng-TEQ/m^{3}N の範囲となり、すべての事業場が排出基準値に適合していました。

表－10　設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数(A)	測定報告煙突数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	19	27	22	20	2	90.9%	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100%	0
合　計	21（20）	32	27	25	2	92.6%	0

（注）1　1 つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
2　測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です（現在休止中となっている 4 施設については、除外しています。）。
3　排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。
4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p31-33）を参照してください。

② 排出水

対象事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度は、0.00020～0.39pg-TEQ/L の範囲となり、すべての事業場が排出基準値に適合していました。

表－11 設置者による測定状況（排出水）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数(A)	測定報告排出口数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100%	0
その他の施設	3	13	1	1	0	100%	0
合計	12（10）	37	10	10	0	100%	0

（注）1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。

2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排出水の測定を実施すべき排出口の数です。

3 排出水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。

4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p34）を参照してください。

③ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～1.6ng-TEQ/g の範囲となり、すべての事業場が処理基準値に適合していました。

表－12 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対象事業場数(A)	測定報告事業場数(B)	測定未報告事業場数	測定実施率(B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	13	13	0	100%	0

（注）1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない 3 事業場は対象外としています（現在休止中となっている 3 事業場についても、除外しています。）。

2 ばいじん等の基準は、別添資料-2 の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。

3 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p31-33）を参照してください。

4 廃棄物処理法に基づく測定結果

(1) 立入検査による測定結果

① 廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 15 事業場のうち、立入検査した 5 事業場 6 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～0.000070ng-TEQ/m^3N の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－15　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	㈱クレハ環境	7 号焼却炉	9 月 8 日	0.000070	1 以下
		8 号焼却炉	7 月 31 日	0	
2	第一三共ケミカルファーマ㈱小名浜工場	2 号廃液焼却炉	11 月 13 日	0	
3	有機合成薬品工業㈱	廃液焼却炉	12 月 12 日	0.000022	
4	いわき大王製紙㈱	2 号焼却炉	8 月 28 日	0	0.1 以下
5	㈱ケミクレア小名浜工場	廃液焼却炉	10 月 10 日	0.0000031	5 以下

（注）廃棄物処理法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表に記載してある『規模・能力』が 200kg/時以上の施設を有する 15 事業場です。

②　廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した 4 事業場 5 施設（一般廃棄物最終処分場 1 施設及び管理型産業廃棄物最終処分場 4 施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.000033～0.00037pg-TEQ/L の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－16　立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	一般廃棄物処分場	8 月 23 日	0.00010	10 以下
2	三山クリーン㈱	湯ノ岳処分場		0.000033	
3	(一財)福島県いわき処分場保全センター	いわき処理センター		0.00037	
4	㈱クレハ	桜町・広町処分場		0.000072	

⑵　設置者による測定結果

①　一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000072～0.000081pg-TEQ/L、地下水が 0.047～0.19pg-TEQ/L の範囲内となり、維持管理基準値を下回りました。

表－17　一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	放 流 水	9 月 29 日	0.000047	放流水：10 以下 地下水： 1 以下
		地下水（上流）	10 月 20 日	0.047	
		地下水（下流）	9 月 29 日	0.047	
2	クリンピーの森	放 流 水	4 月 26 日	0.000056	
			6 月 26 日	0.000081	
			8 月 31 日	0.000019	
			10 月 19 日	0.0000072	
			12 月 19 日	0.0000096	
			2 月 1 日	0.0000075	
		地下水（上流）	10 月 26 日	0.19	
		地下水（下流）	8 月 31 日	0.10	

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。

②　産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000081～0.00065pg-TEQ/L、地下水が 0.0000069～0.16pg-TEQ/L の範囲内で、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－18　産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名			測定結果	測定月日	維持管理基準値
1・2	ひめゆり総業㈱ 町田処分場 平太郎処分場	放流水		0.000042	9月27日	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水	上流	0.040		
			下流	0.066		
3・4	三山クリーン㈱ 兎沢地内 大端地内	放流水		0.0000081	1月24日	
		地下水	上流	0.0063		
			下流	0.0062		
5	三山クリーン㈱ 湯の岳地内	放流水		0.0000093	1月24日	
		地下水	上流	0.065		
			下流	0.064		
6	㈱クレハ　桜町処分場	地下水	上流	0.028	6月26日	
			下流	0.016		
		放流水		0.00065	6月26日	
7	㈱クレハ　広町処分場	地下水	上流	0.16	6月27日	
			下流	0.030		
8・9	堺化学工業㈱ 旧内郷処分場 新内郷処分場	放流水		0.00063	7月19日	
		地下水	下流	0.026		
10	堺化学工業㈱渡辺処分場	放流水		0.000042	7月10日	
		地下水	上流	0.061	7月12日	
			下流	0.0060		
11	常磐共同火力㈱添野処分場	放流水		0.000026	1月11日	
		地下水	上流	0.000033		
			下流	0.0000069		
12	(一財)福島県いわき処分場保全センター	放流水		0.00058	10月17日	
		地下水	深井戸	0.015		
			A・B	0.015		
			C	0.015		
		浸出液	A・B	0.00023		
			C	0.013		

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準値です。
2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。
3　複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。
4　浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

5　今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）①

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備　考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N)	適用基準適合状況	測　定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準適合状況	測　定 年月日	
1	荒川化学工業㈱ 小名浜工場	泉町下川字大剣 399-5	廃棄物焼却炉※3	500　kg/時	0.00093	○	H29.7.28	0.011	－	○	H29.7.28	
2	いわき市北部清掃ｾﾝﾀｰ	平上片寄字大平 23	廃棄物焼却炉※3	6,250　kg/時	0.0052	○	H29.8.25	0.62	0.0020	○	H29.8.25	集合煙道
			廃棄物焼却炉※3	6,250　kg/時	0.0041	○	H29.12.12				H29.12.12	
3	いわき市中部衛生ｾﾝﾀｰ	常磐藤原町滝沢 37-1	廃棄物焼却炉※3	534　kg/時	－	－	－	－	－	－	－	休止中 稼動なし
4	いわき市中部浄化ｾﾝﾀｰ	小名浜大原字芳際 1	廃棄物焼却炉	2,080　kg/時	0.00000063	○	H29.7.26	0	－	○	H29.7.26	
5	いわき市南部衛生ｾﾝﾀｰ	錦町須賀 8-139	廃棄物焼却炉※3	471　kg/時	－	－	－	－	－	－	－	休止中 稼動なし
6	いわき市南部清掃ｾﾝﾀｰ	泉町下川字境ノ町 63	廃棄物焼却炉※3	5,400　kg/時	－	－	－	1.6	0.048	○	H29.10.13	
			廃棄物焼却炉※3	5,400　kg/時	0.00091	○	H29.10.13				H29.11.9	
			廃棄物焼却炉※3	5,400　kg/時	0.00020	○	H29.11.9				H30.3.8	
7	いわき市保健所 野犬抑留所及び焼却場	平赤井字浅口 66	廃棄物焼却炉	70　kg/時	0.19	○	H29.9.15	－	0.00000031	○	H29.9.19	
8	いわき大王製紙㈱ 本社工場	南台４丁目 3-6	廃棄物焼却炉※3	3,625　kg/時	0.0000016	○	H29.5.19	0.0012	0.0000012	○	H29.10.5	
			廃棄物焼却炉※3	17,000　kg/時	0.00000060	○	H29.6.15	0.12	0	○	H29.7.3	
			廃棄物焼却炉※3	43,400　kg/時	0.015	○	H29.6.16	0.46	0.000041	○	H29.7.3	
9	小名浜製錬㈱ 小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	廃棄物焼却炉※3	10,900　kg/時	0.00052	○	H29.6.5	－	－	－	－	集合煙道で同時稼動時の測定（1回/3ケ月）
					0.0054	○	H29.9.20	－	－	－	－	
			廃棄物焼却炉※3	10,900　kg/時	0.00029	○	H29.12.18	－	－	－	－	
					0.00058	○	H30.3.20	－	－	－	－	
10	小名浜吉野石膏㈱ いわき工場	常磐水野谷町亀ノ尾 85-2	廃棄物焼却炉	180　kg/時	－	－	－	－	－	－	－	休止中 稼動なし

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）②

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備　考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N)	適用基準 適合状況	測　定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測　定 年月日	
11	㈱クレハ環境 ウェステックいわき	錦町落合 136-1	廃棄物焼却炉※3	5,445　kg/時	0.0053	○	H29.4.12	－	0.049	○	H29.4.12	排出ガス 年4回測定 焼却灰 年3回測定
					0.0038	○	H29.9.8		0.00063	○	H29.9.29	
					0.0039	○	H29.9.29		0.0061	○	H29.11.20	
					0.0014	○	H29.11.20		－	－	－	
			廃棄物焼却炉※3	11,113　kg/時	0.00014	○	H29.4.19	－	0.10	○	H29.4.19	排出ガス 年4回測定 焼却灰 年3回測定
					0.00019	○	H29.7.31		0.012	○	H29.9.6	
					0.014	○	H29.9.6		0.055	○	H29.10.18	
					0.00016	○	H29.10.18		－	－	－	
12	㈱ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	廃棄物焼却炉※3	755　kg/時	0.00027	○	H29.5.18	－	－	－	－	
13	第一三共ケミカルファーマ㈱ 小名浜工場	泉町下川字大剣 389-4	廃棄物焼却炉※3	4,000　kg/時	－	－	－	－	－	－	－	休止中 稼働なし
			廃棄物焼却炉※3	3,542　kg/時	0.00000048	○	H29.11.14	0	0	○	H29.12.4	
14	㈲たいら貨物	小川町柴原字岩下 125	廃棄物焼却炉※3	620　kg/時	6.0	○	H30.2.9	0.17	0.12	○	H30.2.10	
15	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	廃棄物焼却炉※3	2,083　kg/時	0.00000057	○	H29.6.26	0	0	○	H29.6.26	
16	トラスト企画㈱ トラスト環境ｾﾝﾀｰ	泉町下川字境ノ町 116-1	廃棄物焼却炉※3	1,670　kg/時	0.40	○	H29.12.25	0.28	0.78	○	H29.12.26	
17	日本製紙㈱ 勿来工場	勿来町窪田十条 1	廃棄物焼却炉※3	24,550　kg/時	0.013	○	H29.5.8	0.25	0	○	H29.5.8	
18	南産業㈱	内郷高野町高田 10-1	廃棄物焼却炉	91　kg/時	－	－	－	0.92	－	○	H30.2.1	
19	有機合成薬品工業㈱ 常磐工場	常磐西郷町落合 788	廃棄物焼却炉※3	3,250　kg/時	0.0000036	○	H29.6.26	－	－	－	－	排出ガス 年3回測定
					0.0000074	○	H29.9.19	－	－	－	－	
					0.0000057	○	H30.3.27	－	－	－	－	

※1　測定年月日は、試料採取日です。

※2　表中「－」は、未測定又は測定義務がないことを表しています。

※3　廃棄物処理法に基づく立入検査の対象施設は『規模・能力』が 200kg/時以上である施設ですが、№4 いわき市中部浄化センターは下水道法の対象施設となるため、これを除いた 15 事業場 23 施設が廃棄物処理法の立入対象施設となります。なお、特別措置法の場合は 50kg/時以上であるため、上記すべてが立入対象となります。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（焙焼炉・焼結炉・溶解炉）

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	排出ガス 適用基準適合状況	測定年月日	備考
1	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	亜鉛回収用 焙焼炉	8 t/時	0.40	○	H29.11.10	
			亜鉛回収用 焼結炉	6 t/時	0.24	○	H29.6.29	
			亜鉛回収用 溶解炉	2.4 t/時	0.00000075	○	H29.6.23	
			亜鉛回収用 溶解炉	2.4 t/時	0.00000090	○	H29.6.23	
2	日産自動車㈱ いわき工場	泉町下川字大剣 386	アルミニウム合金製造，溶解炉	0.65 t/時	0.000019	○	H29.11.10	

※ 測定年月日は、試料採取日です。

ダイオキシン類自主測定結果個表：排出水

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類 （カッコ内は設置数）	廃棄物焼却の廃ガス洗浄施設	その他の施設	測定結果 排出水濃度 (pg-TEQ/ℓ)	測定結果 適用基準適合状況	測定年月日	備考
1	いわき市中部浄化センター	小名浜大原字芳際 1	下水道終末処理施設（1）	－	○	0.00020	○	H29.12.26	1 排水口
			廃ガス洗浄施設（1）	○	－				
2	いわき大王製紙㈱ 本社工場	南台 4 丁目 3-6	廃ガス洗浄施設（2）	○	－	0.0026	○	H29.6.8	1 排水口
3	小名浜製錬㈱ 小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	廃ガス洗浄施設（4） 湿式集じん施設（2）	○	－	0.39	○	H29.8.29	1 排水口
4	㈱クレハ生産・技術本部 いわき事業所	錦町落合 16	クロロベンゼンの水洗施設（2） クロロベンゼンの廃ガス洗浄施設（3）	－	○	0.27	○	H29.8.23	㈱クレハ生産・技術本部 いわき事業所が一括処理 （1 排水口）
			特定事業場からの水の処理施設（1）	－	○				
5	㈱クレハ環境 ウェステックいわき	錦町落合 136-1	廃ガス洗浄施設（2） 湿式集じん施設（2）	○	－				
6	㈱ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	湿式集じん施設（1）	○	－	0.049	○	H29.5.18	1 排水口
7	第一三共ケミカルファーマ㈱ 小名浜工場	泉町下川字大剣 389-4	廃ガス洗浄施設（2）	○	－	0.0055	○	H29.11.14	最終放流口
8	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	亜鉛回収用廃ガス洗浄施設（4） 亜鉛回収用湿式集じん施設（2）	－	○	0.057	○	H29.6.29	No.2 排水口
			廃ガス洗浄施設（4） 湿式集じん施設（2）	○	－	0.018	○	H29.6.26	No.1 排水口
9	日本製紙㈱ 勿来工場	勿来町窪田十条 1	廃ガス洗浄施設（1）	○	－	0.026	○	H29.5.8	1 排水口
10	有機合成薬品工業㈱ 常磐工場	常磐西郷町落合 788	廃ガス洗浄施設（1）	○	－	0.042	○	H29.6.26	1 排水口

※　測定年月日は、試料採取日です。

９　その他 ～ 公害苦情の状況

１　公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

２　処理期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

３　公害苦情の概況

⑴　苦情件数

平成 29 年度の公害苦情の申立件数は 78 件で、前年度（86 件）に比べて、8 件減少しました。

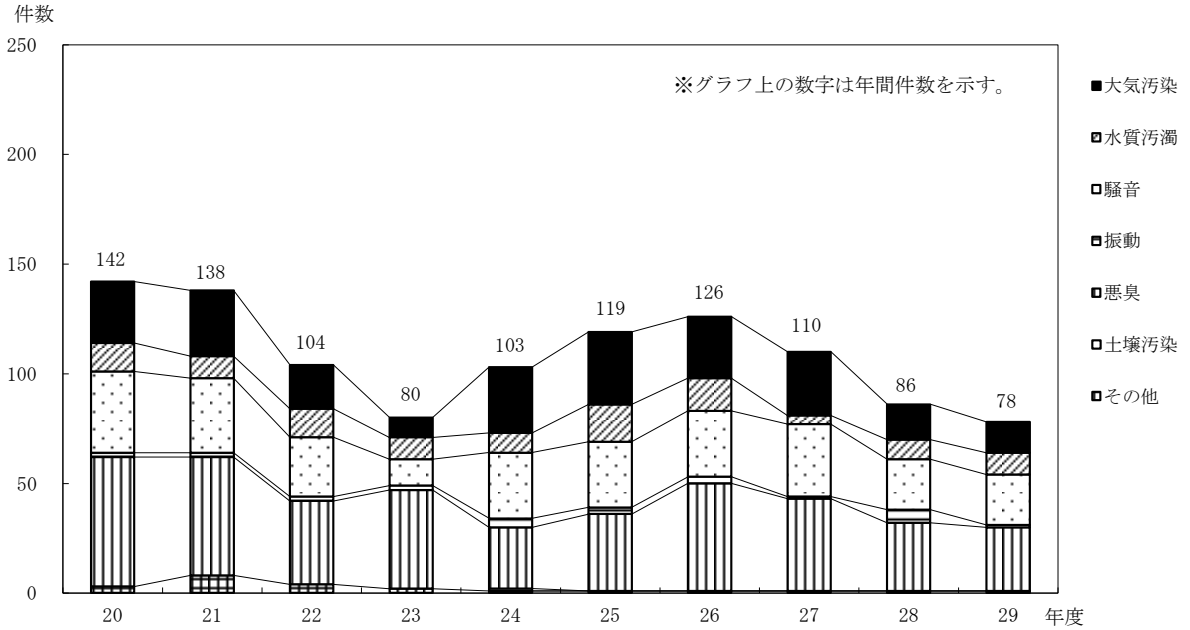

図－１　過去 10 年間の種類別苦情件数

⑵　公害種類別の内訳

平成 29 年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図－1 のとおりです。

件数が多い順に悪臭 29 件（約 37%）、騒音 23 件（約 30%）、大気汚染 14 件（約 18%）、水質汚濁 10 件（約 13%）、振動 1 件（約 1%）、その他 1 件（約 1%）となりました。

なお、平成 28 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 4 万 9 千件（約 70%）を占め、その内訳は騒音 33%、大気汚染 30%、悪臭 20%、水質汚濁 13%、振動 4%、土壌汚染等 0.3%となっています。

資料－１

法令等による測定調査の実施義務

１　大気汚染防止法

・　第18条の39（有害大気汚染物質対策の推進に係る地方公共団体の施策）
・　第22条第1項（常時監視）

２　水質汚濁防止法

・　第15条第1項（常時監視）

３　騒音規制法

・　第18条第1項（常時監視）
・　第21条の2（騒音の測定）

４　ダイオキシン類対策特別措置法

・　第20条第1項（排出の制限）
・　第26条第1項（常時監視）
・　第27条第1項（都道府県知事等による調査測定）
・　第28条第1項（設置者による測定、報告）
・　第34条第1項（報告及び検査）

５　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分の維持管理の基準を定める省令

・　第1条第3号（維持管理の基準）

６　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・　第9条の3第5項（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）
・　第15条の2の3第1項（産業廃棄物処理施設の維持管理）
・　第19条第1項（立入検査）

７　公害紛争処理法

・　第 49 条第 1 項（苦情の処理）

資料－２

ダイオキシン類各種基準

１　環境基準（環境庁告示）　（平成 12 年 1 月 15 日から適用）

	大　気 （pg-TEQ/m^3）	水　質 （pg-TEQ/L）	土　壌　※1 （pg-TEQ/g）	水底の底質※2 （pg-TEQ/g）
基準値	0.6 以下 （年間平均値）	1 以下 （年間平均値）	1,000 以下 （調査基準値：250 以上）	150 以下

※1　土壌については、基準値以内であっても 250pg-TEQ/g を超過した場合は汚染進行防止の観点から調査を行うことが適当であるとしている。

※2　水底の底質の基準値は、平成 14 年 9 月 1 日から適用

２　大気排出基準（特別措置法施行規則別表第一ほか）　（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

施設設置年月日		H12.1.15～	～H12.1.14
基準適用期間 特定施設種類		H12.1.15～	H14.12.1～当分の間
亜鉛回収用焙焼炉等		1　以下	10 以下
アルミニウム合金製造用焙焼炉等		1　以下	5 以下
廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 以下	1 以下
	2t/時以上 4t/時未満	1　以下	5 以下
	50kg/時以上 2t/時未満	5　以下	10 以下

※　市内に設置されている施設の基準のみを記載

３　水質排出基準（特別措置法施行規則別表第二ほか）　（単位：pg-TEQ/L）

特定施設種類	基準
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	10 以下
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m^2 以上又は焼却能力 50kg/時以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※　市内に設置されている施設の基準のみを記載

４　最終処分場の放流水の基準

（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令）

放　流　水	10pg-TEQ/L

５　廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準

（ダイオキシン類特別措置法施行規則第七条の二ほか）

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	3ng-TEQ/g（平成 14 年 12 月 1 日から適用）

資料－３

用　語　の　説　明

調　査　結　果　全　般

環　境　基　準
・　環境基本法第 16 条に基づいて「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準です。 ・　現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が設定されています。
環 境 基 準 点
環境基準点とはその水域の水質を代表する地点で、生活環境の保全に係る環境基準の維持達成状況を把握するための測定点です。
単　位
ppm（ピー・ピー・エム）：百万分率のことで、ある量が百万分のいくつであるかを表す単位です。 ppmC（ピー・ピー・エム・シー）：炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。 mg（ミリグラム）　　：重さの単位で、千分の１グラムを表します。 μg（マイクログラム）：重さの単位で、百万分の１グラムを表します。 ng（ナノグラム）　　：重さの単位で、十億分の１グラムを表します。 pg（ピコグラム）　　：重さの単位で、一兆分の１グラムを表します。

大 気 汚 染 の 監 視 の 状 況

大気汚染常時監視システム
・　大気汚染の状況を監視する測定局で測定したデータは、電話回線により環境監視センターの中央局に送られ、この中央局で市内の大気汚染の状況を常時監視するシステムです。 ・　なお、本市の測定データは、県のシステムを経由し環境省の「大気汚染物質広域監視システム（通称「そらまめ君」）」に接続されており、この「そらまめ君」により全国の大気汚染状況を即座に見ることができます。 「そらまめ君」ホームページ　http://soramame.taiki.go.jp/
１日平均値の 2%除外値
１日の平均値を高い順から並べたとき、測定値の高いほうから 2%の範囲に含まれる数値を除いた値をいいます。
１日平均値の 98%値
１日の平均値を低い順に並べたとき、低いほうから数えて 98%目の値をいいます。

有害大気汚染物質のモニタリング状況

有害大気汚染物質

- 継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。
- 国では、有害大気汚染物質として 247 物質をリストアップしており、その中から優先的に対策に取り組むことが望まれる 22 物質を優先取組物質としています。
- また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタンについては、環境基準が設定されています。
- なお、水銀及びその化合物については、平成 30 年 4 月 1 日より有害大気汚染物質から除外されていますが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられています。

河 川 の 水 質 汚 濁 の 状 況

生活環境項目

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている BOD などの項目をいいます。
- 生活環境の保全に関する環境基準は、河川の水域ごとの利用目的(水道, 水産, 工業用水など)に応じそれぞれの水域の特性を考慮して、各水域を「AA」から「E」までの 6 つの類型をあてはめています。

健康項目

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウムなどの項目をいいます。
- 人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康はなにものにも優先して尊重されなければならないため、全ての河川に一律に適用されています。

BOD

- 生物化学的酸素要求量のことで、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいいます。
- 河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

BOD 負荷量

- 河川水に含まれる生活系、産業系及び自然系由来の有機質による汚濁物質の総量のことをいいます。
- 一般に河川流量が一定である場合、BOD 負荷量が増加すると河川の BOD 濃度は高くなります。

BOD75%水質値

- BOD の測定値を値の低い順に並べたとき、低いほうから数えて 75%目の値をいいます。河川調査では、月 1 回年 12 回の調査を行っているため、12 個の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。(9/12＝75%)
- また、BOD に係る環境基準の評価は、75%水質値で行うこととされています。
- 海域の COD75%水質値も同様です。